

令和4年12月14日  
茨城県保健医療部保健政策課  
課長補佐（総括） 関口（内線 3112）  
直通：029-301-3129

## 新型コロナウイルス感染症発生届に係る個人情報の流出事案について

潮来保健所において、指定難病の申請書類を交付した際、誤って他人の新型コロナウイルス感染症発生届の写し（1名分）を混入して渡してしまう個人情報の流出事案が発生いたしましたので、公表いたします。

関係者並びに県民の皆様の信頼を損ねる事案を起こしてしまったことを深くお詫び申し上げますとともに、同様の事案を発生させないよう、再発防止策を徹底してまいります。

### 1 流出のあった個人情報

感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症発生届

患者A（1名分）の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、診療情報

### 2 事実の経緯

- 12/9（金）、窓口で指定難病の医療費助成に係る申請書類一式（医療機関で記載する様式、説明書等）を来所者Bに交付した。  
指定難病にかかる申請様式は病名ごとに異なるため、病名に対応する申請様式を都度プリンターに出力して交付するが、この際に、同じプリンターに別途出力されていたAの新型コロナウイルス感染症発生届を混入したことに気付かないまま、Bに交付をしてしまったもの。
- 12/12（月）、指定難病の申請書類の記入を依頼された医療機関担当者Cから潮来保健所に電話連絡があり、発生届の混入が発覚した。
- 同日、個人情報の流出があったAに状況を説明し、謝罪した。
- 12/13（火）、Bに発生届の混入があったことについて説明し、謝罪した。Bは、中身を見ずにそのまま書類一式を医療機関に渡したため、中身は不知であり、他にも流出がなかったことを確認した。

### 3 原因

- 窓口対応職員が、申請様式の過不足等を十分に確認せず交付したこと。
- 新型コロナウイルス発生届を印刷した職員が、プリンターの誤作動と思い込み、書類の紛失と認識しなかったこと。

### 4 再発防止策

- 申請書類等を交付する際、内容・過不足等を十分に確認するよう周知徹底してまいります。
- 個人情報を含む文書の印刷は、必ずセキュリティープリント（暗証番号等入力後にプリンターに出力し、印刷機に文書を残さない方法）によることを徹底してまいります。